

○青色回転灯に係る申請の事務手続に関する要領

平成16年11月30日
生企第897号

(趣旨)

第1条 この要領は、青色回転灯等(回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。以下同じ。)に係る申請の事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(証明要件)

第2条 山口県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、地域の防犯のために自主的に防犯パトロールを行う団体その他の組織(以下「団体」という。)であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものについて、青色回転灯等を装備する自動車を使用しての防犯パトロール(以下「青色防犯パトロール」という。)を適正に行うことができる団体であることを証明することができる。

(1) 次のいずれかに該当する団体であること。

イ 県又は市町

ロ 知事、警察本部長、警察署長又は市町長(以下この号において「知事等」という。)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

ハ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の法人又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた同項に規定する地縁による団体

ニ イからハまでのいずれかに該当する団体と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

ホ イからハまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた団体

(2) 活動計画その他の活動概要に照らし、継続的な青色防犯パトロールの実施が見込まれること。

(3) 青色防犯パトロール講習を受講した者がいるなど、青色防犯パトロールを実施する際に発生する事案に対し適切に対応することができること。

(4) 次に掲げる事項を遵守すること。

イ 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備すること。

ロ 青色防犯パトロールを実施していないときは、青色回転灯等を

点灯させないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が特別に認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けたときを除く。）

ハ 青色防犯パトロールを実施する際には、自動車の車体に団体の名称及び青色防犯パトロールを実施中であることを明確に表示すること。

ニ 青色回転灯等は、その直接光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものではないこと。

ホ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後部に掲示し、後方から見えるようにしておくこと。

ヘ 青色防犯パトロールを実施する者には、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行させること。

ト 警察本部長が認めた地域以外の地域では、青色回転灯等を点灯させて青色防犯パトロールを実施しないこと。（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が特別に認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けたときを除く。）

（証明書等の交付）

第3条 警察本部長の証明を受けようとする団体は、証明申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、青色防犯パトロールを実施しようとする地域を管轄する警察署長（実施しようとする地域が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、そのいずれかの地域を管轄する警察署長。以下同じ。）を経由して警察本部長に提出し、証明を申請しなければならない。

(1) 団体・青色防犯パトロールの概要（別記第2号様式）

(2) 青色防犯パトロール実施者名簿（別記第3号様式）

(3) 誓約書（別記第4号様式）

(4) 青色回転灯等を装備する自動車に係る自動車検査証記録事項が記載された書面

(5) 青色回転灯等の取付位置、大きさ及び形状が分かる程度の図面又は写真並びに灯火の光度が分かる資料等

(6) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料

2 警察署長は、前項の証明申請書の提出を受けた場合において、申請団体が前条第1号に掲げる要件に適合するときは、記載事項及び添付書類を確認してこれを受理し、警察本部長に進達するものとする。

3 警察本部長は、前項の規定により証明申請書の進達を受けた場合において、第1項各号に掲げる書類を確認し、申請団体が前条各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、警察署長を

經由して証明書（別記第 5 号様式）を交付するとともに、標章（別記第 6 号様式）及びパトロール実施者証（別記第 7 号様式）を交付するものとする。

（自動車検査証への記載）

第 4 条 証明書の交付を受けた団体は、各自動車の使用者をして、各自動車単位に自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受けるものとする。

（証明書等の再交付）

第 5 条 青色防犯パトロールを実施する団体（以下「青色防犯パトロール実施団体」という。）は、証明書、標章又はパトロール実施者証を紛失したときは、再交付申請書（別記第 8 号様式）を警察署長を經由して警察本部長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 青色防犯パトロール実施団体は、標章又はパトロール実施者証を損傷し、又は汚損したときは、再交付申請書に当該損傷し、又は汚損した標章又はパトロール実施者証を添え、警察署長を經由して警察本部長に提出し、再交付を受けなければならない。

（記載事項の変更）

第 6 条 青色防犯パトロール実施団体は、証明書の記載事項について変更を要するときは、証明書記載事項変更申請書（別記第 9 号様式）に証明書その他必要な書類を添え、警察署長を經由して警察本部長に提出し、変更を申請しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定による申請を受けた場合において、変更事項が第 2 条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、証明書の記載事項を書換えの上、交付するものとする。

3 警察本部長は、前項の場合において、団体の名称又はパトロール実施地域（以下この項において「団体の名称等」という。）について書換えを行ったときは、書換え前の証明書に記載していた団体の名称等と同じ内容を記載する標章又はパトロール実施者証と引換えて書換え後の証明書に記載する団体の名称等と同じ内容を記載する標章又はパトロール実施者証を交付するものとする。

（青色防犯パトロールを実施する者の変更）

第 7 条 青色防犯パトロール実施団体は、青色防犯パトロールを実施する者を変更しようとするときは、パトロール実施者変更申請書（別記第 10 号様式）に実施しないこととなる者のパトロール実施者証を添え、警察署長を經由して警察本部長に提出し、変更を申請しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定による申請を受けた場合において、新たに青色防犯パトロールを実施することとなる者が青色防犯パトロー

ル講習を受講していることなどから判断して適当であると認めるときは、パトロール実施者証を交付するものとする。

（証明の取消し）

第8条 警察本部長は、青色防犯パトロール実施団体が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、証明を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第2条第4号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) 自動車を使用しての防犯パトロールを停止したとき。
- (5) 青色防犯パトロールを継続して実施していないと認められるとき。
- (6) 青色防犯パトロールを継続して実施していくことが困難と認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、不適切な活動を行ったと認められるとき。

2 警察本部長は、前項の規定により証明を取り消したときは、証明取消通知書（別記第11号様式）により当該団体に通知するとともに、当該通知事項を当該団体の使用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に通知するものとする。

3 前項の規定により取消しの通知を受けた団体は、速やかに証明書、標章及びパトロール実施者証を警察署長を経由して警察本部長に返納しなければならない。

（返納）

第9条 青色防犯パトロール実施団体は、青色防犯パトロールを実施することをやめるときは、返納届（別記第12号様式）に証明書、標章及びパトロール実施者証を添え、警察署長を経由して警察本部長に返納しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定により返納を受けたときは、その旨を運輸支局等に通知するものとする。

（自動車検査証からの削除）

第10条 証明書の交付を受けた団体が、青色防犯パトロールを停止したとき又は使用車両の一部の使用をやめるとき若しくは取消通知を受けた場合は、返納等の手続に併せて、当該自動車の使用者は、運輸支局等に自動車検査証の自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録の削除を申請しなければならない。

（自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明）

第11条 既に青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明書の交付を受けている団体が、自主防犯活動を行う団体その他の組織（以下「要請団体」という。）又は警察から要請を受け、青色回転

灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）を行う場合は次の手続きを行うこととする。

(1) 要請団体からの要請の場合

イ 証明書の交付を受けている団体は、デモンストレーション等を行う場合、デモンストレーション等実施申請書（別記第13号様式）及び要請団体が作成した文書（以下「要請文書」をいう。）を、青色防犯パトロールの実施地域を管轄する警察署を経由して、警察本部長に申請しなければならない。

ロ 警察本部長は、デモンストレーション等実施申請書が証明書の交付を受けている団体からのものであること及び要請文書の内容を確認の上、実際に運行する地域を管轄する警察署長に対し、活動を認める旨を通知する。

この場合において、警察本部長又は通知を受けた警察署長は標章（別記第14号様式）を作成し、申請した団体に交付するものとする。

ハ 交付を受けた標章は、デモンストレーション等のために運行する間、当該自動車の後方から見えるように掲示するものとし、運行終了後は速やかに返納しなければならない。

(2) 警察からの要請の場合

証明書の交付を受けた団体は、警察からの要請により、デモンストレーション等を行う場合については、上記イの手続きを要しない。

この場合において、標章の交付にかかる手続等は、上記ロ、ハと同様とする。

(3) その他

標章を交付するにあたっては、必要に応じて道路使用の許可の要否等を交通部門と協議すること。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 （平成17年12月16日山口生企第765号）

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

附 則 （平成18年6月23日付け山口生企第410号青色回転灯に係る申請の事務手続に関する要領の一部改正について（例規通達）による改正附則）

（施行期日）

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に改正前の青色回転灯に係る申請の事務手続に関する要領の規定により青色回転灯の装備が認められた自動車

については、改正後の青色回転灯に係る申請の事務手続に関する要領の規定により青色回転灯の装備が認められたものとみなす。

附 則 （平成２０年１０月２９日付け山口警務第９１７号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要領は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則 （平成２８年１０月２４日山口生企第１１１８号）

この要領は、平成２８年１１月１日から施行する。

附 則 （令和元年６月２８日付け山口警務第５１９号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規通達の一部改正について（例規通達）による改正附則）

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

附 則 （令和３年７月２９日山口生企第４９８号）

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

附 則 （令和３年７月２０日山口生企第４５７号）

この要領は、令和４年８月１日から施行する。

附 則 （令和５年３月９日山口生企第１２３号）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条関係）

（表）

証 明 申 請 書			
年 月 日			
山口県警察本部長 殿		団体の名称 代表者の氏名	
青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。			
団 体	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号	(FAX)	
代 表 者	氏 名		
	住 所		年 齢
	電 話 番 号	(FAX)	
	緊 急 連 絡 先		
団体の区分	☐ ①県 ☐ ②市町 ☐ ③知事、警察本部長、警察署長又は市町長から防犯活動の委嘱を受けた団体 ☐ ④知事、警察本部長、警察署長又は市町長から委嘱を受けた者により構成される団体 ☐ ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 号の一般社団法人又は一般財団法人 ☐ ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の法人 ☐ ⑦地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可を受けた同項に規定する地縁による団体 ☐ ⑧上記①～⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体 ☐ ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた団体 （該当する項目の□にレを入れること。⑨については括弧内に①から⑧のいずれかの数字を入れること。）		

(裏)

青色回転灯等を装備しようとする自動車	車 名 及 び 型 式	
	種 別 及 び 用 途	
	塗 色	
	車 体 の 形 状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車 台 番 号	
	使用の本拠の位置	
	所 有 者	
	使 用 者	
	申請者と車両の 使用者との関係	

添付書類

- 1 団体・青色防犯パトロールの概要（別記第2号様式）
- 2 青色防犯パトロール実施者名簿（別記第3号様式）
- 3 誓約書（別記第4号様式）
- 4 青色回転灯等を装備する自動車に係る自動車検査証記録事項が記載された書面
- 5 青色回転灯等の取付位置、大きさ及び形状が分かる程度の図面又は写真並びに灯火の光度が分かる資料等
- 6 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

- 注 1 「青色回転灯等を装備しようとする自動車」欄は、自動車検査証記録事項が記載された書面等で確認して記載すること。（「塗色」及び「申請者と車両の使用者との関係」欄を除く。）
- 2 未登録車又は未届出車の場合は、「青色回転灯等を装備しようとする自動車」欄の「自動車登録番号又は車両番号」欄は空欄とすること。
- 3 青色回転灯等を装備しようとする自動車がある場合は、継続用紙を使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第3条関係）

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発 足 年 月	年 月
	団 体 の 規 約	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	会 員 数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること）
	主たる構成員	
	会 員 名 簿	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	主な活動内容 （複数可）	☐ 自主防犯パトロール （ ☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ その他（ ）） ☐ 防犯広報 ☐ 危険個所点検・地域安全マップ作成 ☐ 防犯教室・講習会 ☐ 防犯指導・診断 ☐ 環境浄化 ☐ 子供保護・誘導 ☐ 乗り物盗予防 ☐ 放置自転車対策 ☐ 駐車・駐輪場警戒 ☐ その他（ ）
	活 動 状 況	☐ 毎日 ☐ 週に（ ）回 ☐ 月に（ ）回 ☐ 不定期
青色防犯パトロールの概要	実 施 地 域	
	実 施 時 間 帯	
	実 施 期 間 （委託の場合は期間）	（委託期間 年 月 日～ 年 月 日）
	実 施 方 法	車両 台、従事者 名で実施
	パトロール計画書	☐ あり ☐ なし（「あり」の場合には添付すること）
	自動車による 防犯パトロール 経験の有無	☐ あり（ 年 月～ 年 月 ） ☐ なし （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）
	自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）	

注 構成員の欄は、〇〇町内会の有志、〇〇小学校に通学する児童の保護者、〇〇商店街の有志、〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式（第3条関係）

青色防犯パトロール実施者名簿

年 月 日現在

【団体の名称】

[illegible]

注 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式（第3条関係）

誓 約 書

青色防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、青色防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、自動車の車体に団体の名称及び青色防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付を受けた標章を自動車の後部に掲示し、後方から見えるようにしておきます。
- 6 青色防犯パトロールを実施する者には、警察本部長から交付を受けたパトロール実施者証を携行させます。
- 7 青色防犯パトロールを実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 上記1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議の申立てはいたしません。
- 10 青色防犯パトロール活動を実施中に特異な事故や紛議があった場合は、遅滞なく通報します。
- 11 青色防犯パトロールをやめる場合、自動車の一部の使用をやめる場合及び証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続きを行います。

年 月 日

山口県警察本部長 殿

団体の名称
代表者の氏名

注 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式（第3条、第5条、第6条、第8条、第9条関係）

第 年	月	号 日
証 明 書		
殿		
山口県警察本部長 図		
年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色 回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。		
記		
1 団体の名称と所在地		
2 代表者の住所及び氏名		
3 団体の区分		
4 使用自動車 車名及び型式 種別及び用途 塗色 車体の形状 自動車登録番号又は車両番号 車台番号 使用の本拠の位置 所有者 使用者 申請者と車両の使用者との関係		
5 パトロール実施地域		

注 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。

2 証明に係る自動車について自動車検査証の記録内容の変更を行うときには、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。

3 4の使用自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 6 号様式（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条関係）

（表）

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
発行日	年 月 日
山口県警察本部長 印	

（裏）

注意事項

1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。

2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。

3 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示して下さい。

4 現場において警察官の指示があった場合は、これに従ってください。

5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納して下さい。

備考 1 用紙の大きさは、縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。

2 表面の縁取りは赤色とする。

第 7 号様式（第 2 条、第 3 条、第 5 条―第 9 条関係）

（表）

番号			
パ ト ロ ー ル 実 施 者 証			
氏 名			
所属団体名			
パトロール実施地域			
発行日			
年	月	日	山口県警察本部長 図

（裏）

青色防犯パトロール講習受講年月日			
年	月	日	確認印
注意事項			
1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。			
2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。			
3 講習受講後、3 年が経過するまでに再度講習を受講してください。			
4 青色防犯パトロールに従事しなくなるときは、速やかに返納してください。			

備考 用紙の大きさは、縦 5. 5 センチメートル、横 8. 5 センチメートルとする。

第8号様式（第5条関係）

再 交 付 申 請 書

年 月 日

山口県警察本部長 殿

団体の名称
代表者の氏名

次のとおり（証明書・標章・パトロール実施者証）の再交付を受けたく、申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の住所、氏名及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （証明書・標章・パトロール実施者証）の発行年月日及び番号
- 5 使用自動車
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

注 5は証明書・標章の再交付を申請する場合に、6はパトロール実施者証の再交付を申請する場合に記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 9 号様式（第 6 条関係）

証 明 書 記 載 事 項 変 更 申 請 書			
山口県警察本部長 殿		年 月 日	
団体の名称 代表者の氏名			
次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。			
証明書の発行年月日及び番号			
団 体 の 名 称 及 び 所 在 地			
変 更 内 容		旧	新
団 体 の 名 称 及 び 所 在 地			
代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 自 動 車	車 名 及 び 型 式		
	種 別 及 び 用 途		
	塗 色		
	車 体 の 形 状		
	自動車登録番号又は車両番号		
	車 台 番 号		
	使 用 の 本 拠 の 位 置		
	所 有 者		
	使 用 者		
	申請者と車両の使用者との関係		
パ ト ロ ー ル 実 施 地 域			

注 1 団体、代表者、使用自動車又はパトロール実施地域に変更が生じた場合に使用すること。

2 添付書類

○ 代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書

○ 使用自動車変更時

① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面

② 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料

③ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章

○ 実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 0 号様式（第 7 条関係）

パトロール実施者変更申請書			
年 月 日			
山口県警察本部長 殿			
団 体 の 名 称 代表者の氏名			
次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。			
団体の名称			
番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

注 1 パトロール実施者に変更が生じた場合に使用すること。
2 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 1 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

証 明 取 消 通 知 書

殿

山口県警察本部長 印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地
- 2 証明書の発行年月日及び証明書番号
年 月 日 第 号
- 3 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用使用者との関係
- 4 証明を取り消す理由

注意

運輸支局等に対し、自動車検査証の記録事項の削除申請を行うこと。

注 使用自動車が 2 台以上ある場合は、継続用紙を使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

返			納			届		
						年 月 日		
山口県警察本部長 殿								
団 体 の 名 称								
代表者の氏名								
次のとおり青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。								
記								
1	証明書番号	第		号				
2	証明年月日		年	月	日			
3	団体の名称及び所在地							
4	代表者の氏名及び住所							
5	返納理由							
6	返納する標章						枚	
7	返納するパトロール実施者証						枚	

注 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなった場合のみ
使用すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 3 号様式（第 1 1 条関係）

デモンストレーション等運行実施申請書	
年 月 日	
山口県警察本部長 殿	
団体の名称 代表者の氏名	
次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。	
証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運行の目的	
運行する日時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 4 号様式（第 1 1 条関係）

（表）

	番号	
	青色回転灯等装備車 （自主防犯活動活性化のための運行実施中）	
	自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
	運行の目的	実施地域
	発行日 年 月 日	山口県警察本部長 印

（裏）

注意事項
1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装着して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。
2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
3 青色回転灯等を点灯させての運行中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。
4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦 1 3 センチメートル、横 1 8 センチメートルとする。
- 2 表面の縁取りは青色とする。